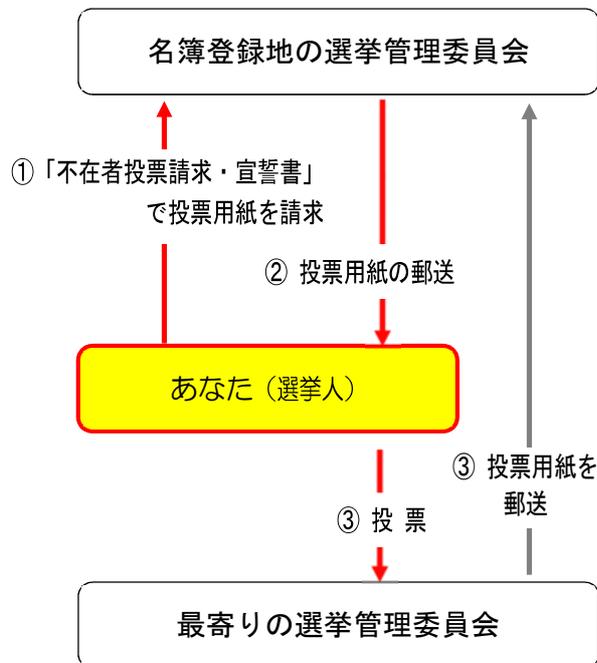


不在者投票

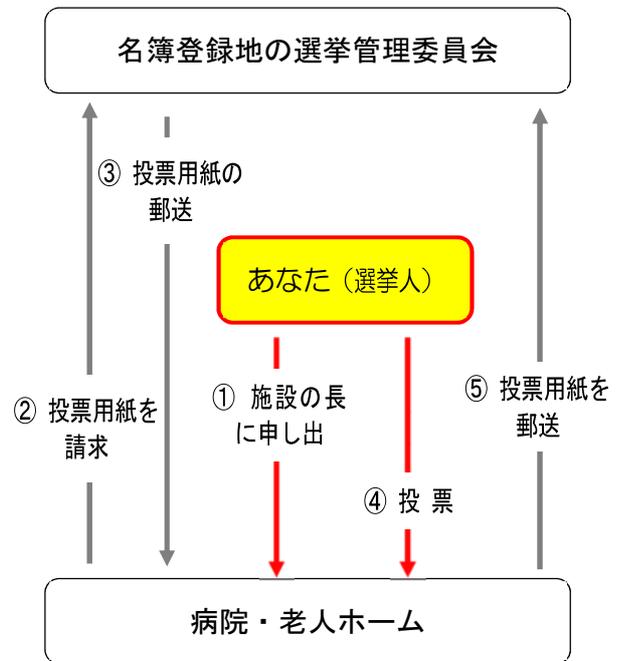
選挙期間中、仕事などで選挙人名簿登録地以外の市区町村に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。

また、病院や老人ホームに入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。ただし、都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に限ります。

●滞在先での不在者投票



●施設での不在者投票



(注) 都道府県の選挙管理委員会が指定した施設に限ります。



問い合わせ先

太宰府市選挙管理委員会
TEL 092-921-2121